

吸収分割に係る事後開示書類

2025年7月1日

エヌピーエス株式会社

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社

2025年7月1日

## 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則  
第189条に基づく開示事項)

秋田県大館市花岡町字前田40番地16  
エヌピーエス株式会社  
代表取締役 池田 秀雄

千葉県松戸市上本郷88  
プレジジョン・システム・サイエンス株式会社  
代表取締役 杉山 悠

エヌピーエス株式会社（以下「NPS」といいます。）及びプレジジョン・システム・サイエンス株式会社（以下「PSS」といいます。）は、2025年5月15日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年7月1日として、NPSが営む試薬製造及び消耗材製造事業をPSSに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年7月1日

### 2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

#### (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続きの経過

##### i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

NPSの株主はPSSのみであり、PSSはNPSの特別支配会社に該当すること

から、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

NPS は、会社法第 787 条第 4 項に基づき、公告を行いました。NPS は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当するものは存在せず、同項に従って NPS に対して新株予約権の買取請求を行うことのできる新株予約権者はいませんでした。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

NPS は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 5 月 28 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、NPS 及び PSS の商号、住所、NPS 及び PSS の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、PSS に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

PSS は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 5 月 28 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨を公告いたしました。PSS に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

PSS は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 5 月 28 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、PSS 及び NPS の商号及び住所、PSS 及

び NPS の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる  
ことができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による  
異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関す  
る事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

PSS は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、NPS から、NPS が営  
む試薬製造及び消耗材製造事業に関する権利義務を本吸収分割に係る吸収分割契約の定め  
る範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6  
号）

- (1) NPS は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約に  
ついて同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を  
行いました。

- (2) PSS は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契  
約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収  
分割を行いました。

以上